

堺市監査委員公表第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき公の施設の指定
管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 30 日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果報告

第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

堺市立美原総合スポーツセンター

第3 監査の対象期間

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和3年11月1日～令和4年3月30日

第5 施設の概要

<所管部局>

文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課

<指定管理者>

団体名 コナミスポーツ・近鉄ファシリティーズグループ

代表団体 コナミスポーツ株式会社

構成団体 近鉄ファシリティーズ株式会社

<指定の期間及び指定管理に係る経費>

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年度の委託料 1,739万2,224円

<施設名及びその主な内容>

名称 堺市立美原総合スポーツセンター

所在地 美原区小平尾

設置年月 平成21年10月

設置目的 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資することを目的とする。

施設規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上1階、地下1階
敷地面積 31,464.14 m²、建築面積 2,954.14 m²、延床面積 2,934.55 m²

施設内容 屋内プール棟（温水プール室、トレーニング室、スタジオ A、

スタジオB)、テニスコート4面、多目的グラウンド、駐車場

第6 事業状況

<利用状況> 令和2年度

利用区分	利用率 (%)	利用者数 (人)
月会員登録数	—	88,821
プール(一時利用)	—	7,694
マシンジム(一時利用)	—	1,160
全施設(一時利用)	—	22
スタジオA・B	—	52
テニスコート	66.0	27,898
多目的グラウンド	49.6	28,238
合計	—	153,885

<収支状況> 令和2年度

(単位:円)

	金額
収入	94,270,714
指定管理料	17,392,224
利用料金	75,955,582
その他	922,908
支出	119,648,069
人件費	49,121,704
光熱水費	20,138,328
委託費	19,393,148
その他	30,994,889
収支差額	△25,377,355

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 指定管理者指定の手続について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 指定管理者が基本協定書に基づき作成した事業報告書の収支状況において、消費税等込金額を計上すべきところ、消費税等抜金額を計上したことなどにより利用料金の施設利用料に誤りがあった。

4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 堺市会計規則において、市の物品取扱員は、備品票を備品に貼付しなければならないが、貼付することが適当でない場合は、備品を識別できる措置を講じなければならないとされている。

しかし、美原総合スポーツセンターの屋外において、テニス支柱1対及び硬式テニス用ネット1張について備品票が劣化しており、備品番号の記

載もないため、市の備品かどうか確認ができない状態であった。

5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 基本協定書において、指定管理者は指定管理業務の収支と自主事業の収支は別に把握するものとしてされている。

前回監査（平成 29 年度）において、施設内に設置している自動販売機及び販売用の清涼飲料水の冷蔵庫に係る電気代を自主事業の費用として計上すべきところ、指定管理業務の費用として計上していたことについて指摘し、指定管理者はそれに対し措置を講じていた。

しかし、今回の監査においても、指定管理者が自主事業として設置している自動販売機 6 台及び販売用の清涼飲料水の冷蔵庫 1 台について、同様の誤りがあった。